

事 務 連 絡
令和3年10月1日

公益社団法人 日本建築家協会 御中

国土交通省住宅局建築指導課

緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した
建築確認検査業務等の実施について

平素より建築行政の推進にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

日本国内における新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、各特定行政庁及び各指定機関に対し、業務の実施にあたって引き続き留意すべき事項について、別添のとおり通知しましたので、お知らせいたします。

【問合せ先】

国土交通省住宅局建築指導課 山田、中村
TEL : 03-5253-8513